

新株発行・自己株式交付の手続の概要(公開会社)

		新株発行	自己株式の交付
資金調達	会社法	<p>募集事項の決定：募集株式の数、募集株式の払込金額又はその算定方法、現物出資のときはその旨並びに当該財産の内容及び価額、払込期日、(新株発行のとき)増加する資本金及び資本準備金に関する事項(有利発行の場合を除き取締役会決議)</p> <p>↓</p> <p>募集事項の公示：払込期日又は払込期間初日の2週間前までに募集事項を公告又は株主へ通知(但し、金商法に基づく届出をしている場合は不要)</p>	
	金商法	<p>金商法上の「有価証券の募集」に当たる場合 有価証券届出書の提出(目論見書の作成・交付義務も有り) 当該募集に関する事項、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項(発行価額の総額1億円未満の場合は届出不要)</p> <p>金商法上の「有価証券の私募」に当たる場合 開示なし</p>	
組織再編	会社法	<p>(吸収合併の場合) 合併契約の締結：存続会社及び消滅会社の商号及び住所、存続会社が吸収合併に際して消滅会社の株主に対して対価を交付するときは当該対価に関する事項(交付する株式の数等)、効力発生日等</p> <p>↓</p> <p>事前の開示：【吸収合併消滅株式会社】合併契約の内容、合併対価の相当性に関する事項(合併対価の総数・総額の相当性に関する事項等)、合併対価について参考となるべき事項(合併対価の市場価格に関する事項、過去5年間の事業年度に係る貸借対照表の内容等)、計算書類等の内容(重要な後発事象等を含む)等を本店に備置</p> <p>↓</p> <p>株主総会による承認：株主総会の特別決議(但し、略式手続・簡易手続有り)</p> <p>↓</p> <p>事後の開示：吸収合併消滅株式会社の事前備置書類等を合併契約の効力発生日から6か月経過する日まで本店に備置</p>	
	金商法	<p>上場会社が存続会社となる場合、開示が行われているので新たな届出は不要</p>	